

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 3 年 11 月 19 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 19 番
質問者 渡辺 英子

記

1. 選ばれるまち、東村山へ 持続可能な公民連携のために

持続可能な自治体経営を考えるうえで、公共サービスの提供形態の多様化は避けて通れない。東村山市は先んじて公民連携を進めており、公民連携地域プラットフォームやサウンディング調査を取り入れながら、民間活力や民間のノウハウを提供していただき、市民サービスの向上に努めていることは周知のとおりである。

一方で、市議会の議決責任として、新しいこうした動きに呼応した審査ができているのか、研究していく必要があると考える。

今回は、公民連携の一形態としての指定管理者制度の協定及びモニタリングを確認し、ここからより持続可能な公民連携、それによる市民福祉の向上、そして持続可能な自治体について考えたい。

(1) 東村山市における公民連携の目的と経緯

- ①東村山市における公民連携導入の経緯を確認する。地方自治法改正に伴い、民間との連携の枠組みが変わってきたことを踏まえ、当市での取組みを確認する。
- ②「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」に記されているが、改めて公共サービスにおける民間事業者との連携で求めている目的は何か。
- ③公の施設の管理運営における民間との連携には 1,直営、2,3 セクターなど公益法人への管理委託、3,指定管理者制度、4,PFI、5,コンセッションがあるが、民間の自由度、自治体からの指揮命令権に厚薄がある。公共性の視点から、東村山市としての選択基準を伺う。

(2) 現在の指定管理者との協定について

- ①現在、指定管理者制度を導入している事業の管理について伺う。
 - a、各部署での管理を行っているのか、全体で統括している部分はあるか。
 - b、市と指定管理者とのタイムロスのない情報共有の体制等をどのように確立しているのか。情報

共有が十分なされないと、市のモニタリング力も低下し、結果として指定管理制度に移行した公共サービスの質が劣化することになると考えるが、いかがか。

②指定管理者である民間事業者と自治体とは背景にしている法律が異なっている。一つの事業を管理委託するうえで、協定は重要である。東村山市の公民連携における協定の法的性格（契約か、行政処分か）を確認する。また、これを締結する際に特に本市として留意している点を伺う。

③協定の内容について、基本的な方針を伺う。

a、平時のリスク分担について

b、災害時対応について（スポーツセンターやふれあいセンターの災害時利用を例に）

c、維持補修費用と使用料、利用料の考え方

（3）モニタリングのあり方について

①市民団体、地縁団体、民間営利企業など指定管理者の組織特性に応じて、また提供するサービスの公益性により、求める創意工夫やリスク分担のあり方は当然に異なると考える。こうした点について、市はモニタリングに関して、どのように具体的基準を設けているのか。

②とくに、市民団体や地縁団体を指定管理者とした場合、民間営利企業の場合とは異なる点として、どのような点に留意してモニタリング等を行っていくのか。

（4）これからの公民連携及び指定管理者制度活用の方向性と課題について渡部市長に伺う。

2. 一人も残らず東村山の子ども より精度の高い屈折検査を

厚労省は22年度、屈折検査の機器導入を希望する市区町村に対し、購入費を半額補助する方針を決め、2022年度予算の概算要求に関連予算約10億5000万円を盛り込んだ。以下、質問する。

（1）子どもの50人に1人はいるとされる「弱視」の早期発見は重要だ。現行の検査体制を確認する。3歳児健診において弱視の見逃しは起きていないか。

（2）保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について、どのように考え、取り組んでいるか。

（3）3歳児健診の視力検査において、フォトスクリーナーを導入する考えはあるか。

以上